貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」（以下「基本約定」という。）および「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」（以下「基本約定特則」という。）に基づく成長基盤強化を支援するための資金供給（以下「成長基盤強化支援資金供給」という。）についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）の利用に関する基本的な事項のうち、「金融調節等入札連絡事務についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則」に定める事項以外の事項を定める。

（適用除外）

第１条の２　この規則は、米ドル特則貸付には適用しない。

（用語の定義）

第２条　この規則において「利用金融機関等」とは、日本銀行が成長基盤強化支援資金供給における貸付対象先として選定した金融機関等をいう。

２．この規則において、「利用先」とは、利用金融機関等の営業所等であって、成長基盤強化支援資金供給についての日銀ネットの利用を認められたものをいう。

３．前２項に掲げるもののほか、この規則において使用する用語の定義は、基本約定に定めるところによる。

（借入内容の確認における日銀ネットの利用）

第３条　借入人である利用先は、日本銀行に対し、基本約定第４条第５項、第５条および第７条第２項ならびに基本約定特則第６条第６項、第７条および第９条第２項に規定する日本銀行から受けた通知の内容に異議がない旨を日銀ネットにより通知する。

（借入、利息の支払および返済における日銀ネットの利用）

第４条　利用先は、基本約定第１０条第１項および基本約定特則第１２条第１項の規定による貸付の実行の依頼を行う場合には、日銀ネットを利用してこれを行う。

２．利用先は、基本約定第１０条の３および基本約定特則第１４条の規定による利息の支払を行う場合には、日銀ネットを利用して、利息計算期間にかかる利息について自己の当座勘定を引落し、これにより当該利息を支払うことを申出る。

３．利用先は、基本約定第１１条および基本約定特則第１５条の規定による返済を行う場合には、日銀ネットを利用して、貸付金額（基本約定第１３条第４項および基本約定特則第１７条第６項に規定する期日前返済額を除く。）に基本約定第１０条の３および基本約定特則第１４条の規定による返済期日の属する利息計算期間にかかる利息を加えた金額について自己の当座勘定を引落し、これにより当該金額を支払うことを申出る。

４．第１項の貸付の実行の依頼、第２項の利息の支払の申出および前項の返済の申出は、取消すことができない。

（事務処理の通知）

第５条　日本銀行は、貸付の実行を行った場合、利息計算期間にかかる利息の徴収を行った場合、返済を受けた場合または期日前返済を受けた場合その他の場合において、日本銀行が別に定めるときは、利用先に対し、日銀ネットによりその旨を通知する。

（照会）

第６条　利用先は、成長基盤強化支援資金供給に関する事項のうち日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会を行うことができる。

（手数料の支払義務）

第７条　利用金融機関等は、成長基盤強化支援資金供給についての日銀ネットの利用に関して、日本銀行が別に定める手数料を日本銀行に支払うものとする。

（日銀ネット障害時等の取扱い）

第８条　日本銀行は、日銀ネットの障害その他の事情によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則と異なる取扱いをし、または利用金融機関等にこの規則の規定と異なる取扱いをするよう指示することができる。

（細則の制定）

第９条　この規則に基づく日銀ネットの利用に関し必要な具体的事項については、日本銀行が別に定める。

（所要事項の決定等）

第１０条　日本銀行は、成長基盤強化支援資金供給についての日銀ネットの適切な運用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

（規則の改正）

第１１条　日本銀行は、成長基盤強化支援資金供給についての日銀ネットの適切な運用を確保するため、必要と認める場合には、この規則を改正することができる。